

|                |   |
|----------------|---|
| <b>議 案 名</b>   | <b>富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について</b>       |
| <b>制 定 趣 旨</b> | 建築基準法施行令の一部改正に伴い、富士見市手数料条例の一部を改正するものです。 |
| <b>制 定 内 容</b> | 第2条別表63項、64項に関して、項ずれに伴う文言の改正。           |
| <b>施 行 日</b>   | 公布の日                                    |

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）新旧対照表

| 新         |   |               | 旧         |  |               |
|-----------|---|---------------|-----------|--|---------------|
| 別表（第2条関係） |   |               | 別表（第2条関係） |  |               |
| 1～62（略）   |   |               | 1～62（略）   |  |               |
| 63        | 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）<br>第137条の12第11項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査 | 1件につき 27,000円 | 63        | 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）<br>第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査 | 1件につき 27,000円 |
| 64        | 建築基準法施行令第137条の12第12項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査                   | 1件につき 27,000円 | 64        | 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査                   | 1件につき 27,000円 |
| 65～92（略）  |   |               | 65～92（略）  |  |               |